

第1回 大津市DX戦略 本部員会議

2024.6.3

＜資料2-1：ご説明資料＞
アナログ規制の点検・見直しについて

アナログ規制の点検・見直しについて

—方針策定の背景と目的—

社会状況

- デジタル技術の高度化が著しい一方で、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立されたものであり、「書面・対面」といった**アナログな手法**を前提としている。
- このような「アナログ規制」が、**社会全体のデジタル化の妨げ**となっている一面がある。
- 今後、少子高齢化が進み、あらゆる分野で人手不足が見込まれるなかで、社会全体のデジタル化を推進することが不可欠である。

国の動き

- デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるべく、法令等を対象としたアナログ規制の点検・見直しに取り組み、**令和6年6月中にアナログ規制に該当する規定が改正**される予定。
- 地方公共団体においても同様の取組を求め**、見直しマニュアルを作成・公表。

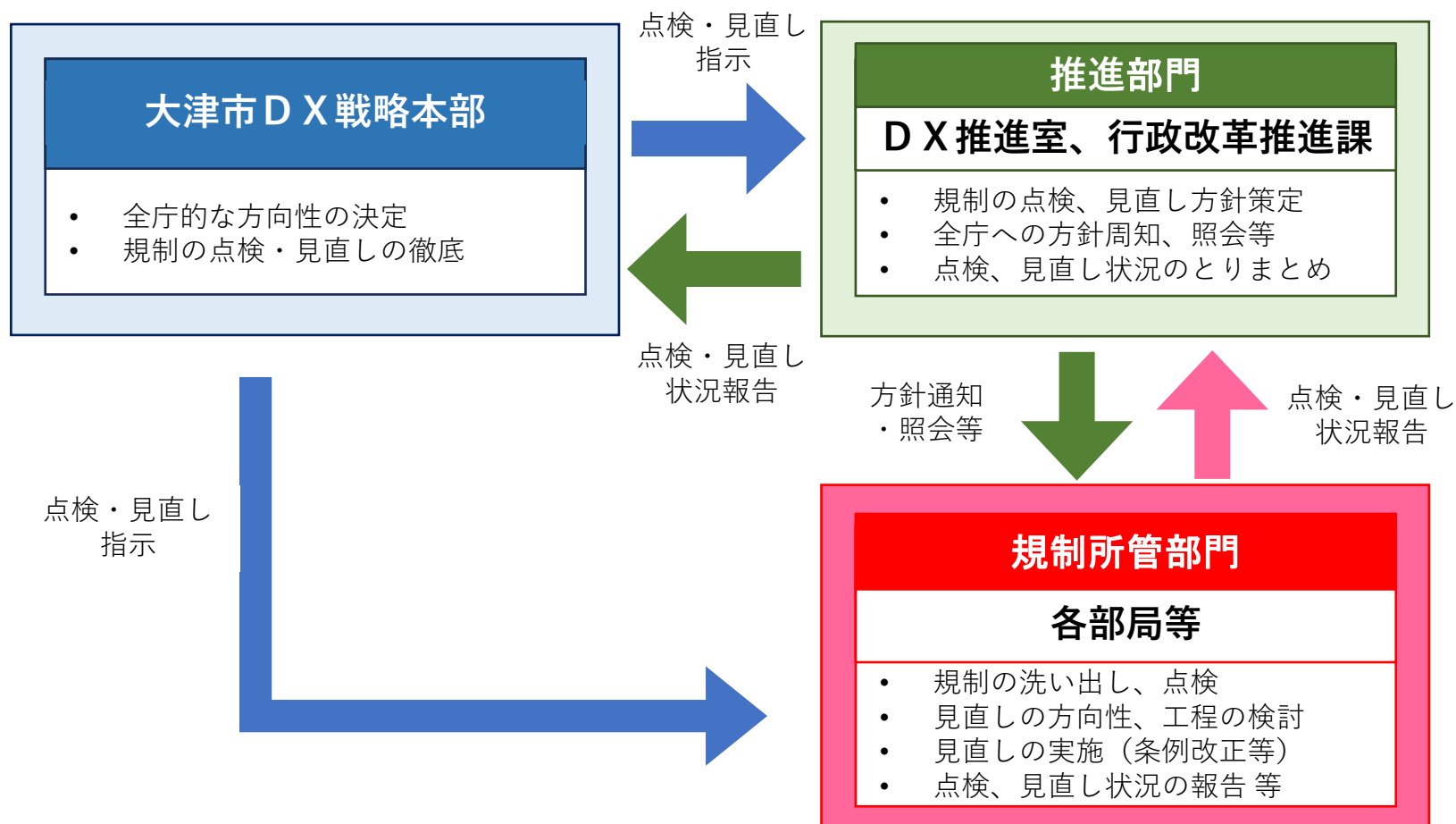
各地方公共団体に求められること

- 福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、地方公共団体が実施している。
- より多くの国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受するためには、全国の地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの取組が不可欠。**

アナログ規制の点検・見直しについて

—推進体制—

推進体制イメージ図



アナログ規制の点検・見直しについて

—点検・見直しの対象—

点検の対象

- 対象所属：条例等を所管する全所属
- 点検対象：条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）の規定のうち、**代表的なアナログ規制 7 項目**に該当する規定を対象とする。

代表的なアナログ規制 7 項目

規制項目	規制の内容（例）	規制ワード（例）
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定することを求める規制	検査、点検、調査、目視
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認し判定することを求める規制	実地、立ち入、立入、現地、監査
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することを求める規制	定期、年一回、月一回、日一回、週一回
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求める規制	常駐、専任、選任、常勤、配置
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求める規制	対面講習、講習、研修
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求める規制	掲示、掲げ
⑦ 往訪問覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制	閲覧、縦覧

アナログ規制の点検・見直しについて

—点検・見直しの進め方—

点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施

令和6年7月末

【STEP 1】 条例等における規制の洗い出し
規制の根拠（法令等、条例等）を分類

【STEP 2】 規制目的ごとに類型化
デジタル技術の適用段階を整理

【STEP 3】 見直し工程表を策定
見直しを実施

条例等における
7項目の
アナログ規制

（洗い出し）

目視規制

実地監査

定期検査・点検

書面揭示

常駐・専任

対面講習

往訪問覧

（規制根拠の分類）

国・県条例等

市条例等

国・県条例等

市条例等

（規制の目的・趣旨毎に類型化）

検査・点検・監査

目視規制の中でも、健全度、長さ、高さ等、基準への適合性の判定を目的とするもの

調査

目視規制の中でも、土地や家屋等、実態・動向等の明確化を目的とするもの

巡視・見張り

目視規制の中でも、施設や建物といったインフラ等の監視を目的とするもの

（デジタル化の適用段階を整理）

検査・点検・監査

フェーズ1

目視・

実地監査規制

フェーズ2

情報収集の遠隔化
人による評価

フェーズ3

判断の精緻化
自動化・無人化

見直し工程表
作成

《内容》

- ・見直しの方向性（要否）
- ・見直し後のフェーズ区分（目標）
- ・見直し時期
- ・導入する技術（デジタル技術）
- ・費用（初期費用・維持費）

見直しの実施

各所属

①所管する条例等について、アナログ規制の該当の有無を判断

②アナログ規制の根拠が、国等の規制なのか、市独自の規制かを確認

③規制の目的・趣旨毎に類型化する

④現状をデジタル化の適用段階に当てはめる

⑤見直しの方向性等を検討する

条例・規則等において、アナログ規制に該当しそうな条項の抽出作業はDX推進室において実施済です。

【類型化の必要性】

規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめにとらえて点検・見直しをすることが効率的であるため。

【フェーズの区分の必要性】

デジタル化の段階によって、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。